

社会福祉法人 大分県光明寮

役員報酬規程

平成 29 年 6 月 10 日制定(規則 24 号)

平成 29 年 6 月 10 日 (施行日)

令和 02 年 6 月 29 日 (一部改正)

社会福祉法人 大分県光明寮

役員報酬規程(理事・監事・評議員)

平成 29 年 6 月 10 日制定(規則 24 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大分県光明寮(以下「当法人」という)定款第 8 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定に基づき、役員(理事・監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、別表 1 の通り報酬等を支給する。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けた下記法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 その他業務又出張等で交通費の実績が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

別表 1(非常勤役員会等の報酬及び費用弁償)

(1)理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、視察、各種研修会・会議等の報酬及び費用弁償)

	時間	報酬及び費用弁償額内訳(単位円)				旅費規程 ①交通費 ②宿泊料 ③日当(無)
		報酬額	交通費	税	計	
理事会、評議員会、 評議員選任・解任 委員会等 (報酬・交通費含)	半日	4,000	1,000	140	5,140	無
	一日	9,000	1,000	1,460	11,460	無
視察・研修会、会議 等(出張は、報酬、交通 費・宿泊料支給)	半日	4,000	実費	140		有
	一日	9,000	実費	1,460		有

注記 1) 各種会議は、報酬から税を引いた額に交通費を加えた額を支給する。
2) 視察・研修会参加等の出張は、報酬から税を引いた額に交通費・宿泊料を加えた額を支給する。

(1) 監事報酬及び費用弁償

	時間	報酬及び費用弁償額内訳(単位円)				旅費規程
		報酬額	交通費	税	計	①交通費 ②宿泊料 ③日当(無)
監事会 理事会 (報酬・交通費含)	半日	4,000	1,000	140	5,140	無
	一日	9,000	1,000	1,460	11,460	無
視察・研修会、会議 等(出張は、報酬、交通 費・宿泊料支給)	半日	4,000	実費	140		有
	一日	9,000	実費	1,460		有

- 注記
- 1) 監事会、理事会会議は、報酬から税を引いた額に交通費を加えた額を支給する。
 - 2) 視察・研修会参加等の出張は、報酬から税を引いた額に交通費・宿泊料を加えた額を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規定は、令和02年06月29日改正・施行する。